

業務手順書 一覧

課（事務所・局）名	係名	No.	業務・事務名	担当TEL	備考
下水道課	経理係	1	伊東市下水道排水設備指定工事店新規登録業務	32-1821	R7.2.28修正
		2	伊東市水洗便所改造等資金助成（補助金）業務	32-1821	R7.2.28見直し
		3	伊東市水洗便所改造等資金助成（貸付金）業務	32-1821	R7.2.28見直し
		4	伊東市公共下水道接続促進事業費補助金交付業務	32-1821	R7.2.28見直し
		5	伊東市浄化槽設置費補助金	32-1821	R7.2.28修正
		6	受益者負担金（賦課）	32-1821	R7.2.28見直し
		7	都市下水路占用許可	32-1821	R7.2.28見直し
	施設建設係	1	伊東市公共下水道事業計画 変更協議業務(下水道法による)	32-1822	R7.2.28見直し
		2	伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業 伊東市公共下水道（伊東処理区）事業計画変更認可業務(都市計画法による)	32-1822	R7.2.28見直し

伊東市 業務手順書

		当初作成日		2019/11/12		見直し日		2025/2/28		見直しによる変更		有	
部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名	経理係	シート番号	1	業務・事務名	伊東市下水道排水設備指定工事店新規登録業務				
業務・事務の目的		伊東市下水道条例第5条により、排水設備等の新設等の工事は指定工事店でなければ行ってはならない旨の規定がされていることから、当該業務により、指定工事店としての適性を審査し、告示することで、市指定の工事店である旨を市民に周知する。											
内包するリスク		①、⑤、⑦、⑨、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒											

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.	
関連部門	当該部門							
【指定工事店】	申請	申請書類の提出	指定申請書の受領 ↓ 指定工事店証の交付通知 5日間	伊東市下水道排水設備指定工事店規則	受付簿 《部長供覧》 下水道排水設備指定工事店指定申請書 等			
		内容審査			申請書類の確認 （記入漏れや添付書類の確認）			
		指定工事店審査委員会の招集・開催			申請書類に基づき、指定する工事店を審査する。	伊東市下水道排水設備指定工事店規則・伊東市下水道排水設備指定工事店審査委員会設置要綱	《部長決裁》 開催通知 審査報告	
	【庶務課】（合議）		指定工事店新規指定の告示	指定工事店審査委員会により指定することとなった工事店を告示する。	伊東市下水道排水設備指定工事店規則	《部長決裁》 告示文		
	【指定工事店】		指定工事店証の交付通知	指定工事店証交付に必要な手続き（手数料や持参物）を事前に通知する。		《課長決裁》 通知文		⑤ ⑦ ⑨ ⑭
	【指定工事店】		指定工事店証の作成・交付	指定工事店に交付する指定工事店証を作成、交付する。	伊東市下水道排水設備指定工事店規則	指定工事店証		⑭
			指定工事店一覧の更新	窓口やHPで公開している工事店の一覧を更新する。		指定工事店一覧表		

補足	
----	--

変更点	下水道排水設備指定工事店指定申請書等收受時、決裁区分等を修正《課長一部長》
-----	---------------------------------------

伊東市 業務手順書

当初作成日 2021/2/1 見直し日 2025/2/28 見直しによる変更 無

部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名	経理係	シート番号	2	業務・事務名	伊東市水洗便所改造等資金助成（補助金）業務
業務・事務の目的	伊東市水洗便所改造等資金助成条例第3条により、公共下水道に接続する工事等の資金を助成する補助金を交付することにより、排水設備の適正な設置及び普及を図り、本市の環境衛生の向上とあわせて、公共用水域の水質保全に資することを目的とする。								
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【申請者】 補助金の交付申請書の作成・提出	申請 補助金の交付申請書の受領・審査	交付申請書等の内容及び添付書類の確認、審査		伊東市水洗便所改造等資金助成条例、伊東市水洗便所改造等資金助成条例施行規則	交付申請書		
【指定工事店】 排水設備工事の施工 工事完了後							
↓							
【申請者】 排水設備工事の完了届の作成・提出							
↓							
【水道料金事務センター】 排水設備工事の完了届の受領・検査	排水設備工事の完了届・検査報告書の受領・審査	完了届及び検査報告書の内容の確認、審査		伊東市下水道条例	〈課長決裁〉 受付簿		
	↓						
	交付決定及び通知に係る稟議	補助金の交付決定及び通知に係る稟議を起案	排水設備工事の完了届・検査報告書の受領 ↓ 補助金の交付決定	伊東市水洗便所改造等資金助成条例、伊東市水洗便所改造等資金助成条例施行規則	〈課長決裁〉 水洗便所改造等助成金交付決定通知書		⑫
	↓		7日間				
	交付決定、 補助金の交付決定通知書送付	決裁後、補助金の交付決定通知書を送付					④⑩
通知 【申請者】 請求兼領収書の作成・提出	提出 請求兼領収書の受領	請求兼領収書の受領			請求兼領収書		
	↓						
	支出負担行為同業支出命令書 起案・決裁	支出負担行為同業支出命令書を起案 決裁後、支出負担行為同業支出命令書を会計課へ回付	請求兼領収書の受領 ↓ 申請者への支払 20日間	伊東市会計規則	〈課長決裁→会計課〉 支出負担行為同業支出命令書		⑭ ⑮
回付 【会計課】 審査・支払							
↓							
【申請者】							

補足	
変更点	

伊東市 業務手順書

当初作成日 2021/2/1 見直し日 2025/2/28 見直しによる変更 無

部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名	経理係	シート番号	3	業務・事務名	伊東市水洗便所改造等資金助成（貸付金）業務	
業務・事務の目的	伊東市水洗便所改造等資金助成条例第3条により、公共下水道に接続する工事等の資金を助成する貸付金を交付することにより、排水設備の適正な設置及び普及を図り、本市の環境衛生の向上とあわせて、公共用水域の水質保全に資することを目的とする。									
内包するリスク	①、⑤、⑦、⑨、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔ ※償還金を取り扱う事業のため、収入に係るリスク（⑤）にも注意する									

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	「決裁区分等」成果物・記録類	備考	リスクNo.
関連部門	当該部門						
【申請者】 貸付金の交付申請書の作成・提出	申請 貸付金の交付申請書の受領・審査	交付申請書等の内容及び添付書類の確認、審査		伊東市水洗便所改造等資金助成条例、伊東市水洗便所改造等資金助成条例施行規則	交付申請書		
【指定工事店】 排水設備工事の施工 工事完了後							
【申請者】 排水設備工事の完了届の作成・提出							
【水道料金事務センター】 排水設備工事の完了届の受領・検査	排水設備工事の完了届・検査報告書の受領・審査	完了届及び検査報告書の内容の確認、審査		伊東市下水道条例	「課長決裁」受付簿		
	交付決定及び通知に係る稟議	貸付金の交付決定及び通知に係る稟議を起案	排水設備工事の完了届・検査報告書の受領 ↓ 貸付金の交付決定 7日間	伊東市水洗便所改造等資金助成条例、伊東市水洗便所改造等資金助成条例施行規則	「部長決裁」水洗便所改造等助成金交付決定通知書		⑫
【申請者】 借用証書・請求書兼領収書の作成・提出	通知 交付決定、 貸付金の交付決定通知書送付	決裁後、貸付金の交付決定通知書を送付					④⑩
	提出 借用証書・請求書兼領収書の受領	申請者から借用証書等を受領、課長まで供覧	借用証書・請求書兼領収書の受領 ↓ 申請者への支払 20日間	伊東市会計規則	「課長供覧」借用証書		
【会計課】 審査・支払	回付 支出負担行為同業支出命令書	支出負担行為同業支出命令書を起案 決裁後、支出負担行為同業支出命令書を会計課へ回付			「課長決裁—会計課」支出負担行為同業支出命令書		⑭ ⑮
【申請者】 口座振替依頼書の作成・提出							
【金融機関】 口座振替の登録処理	送付 自動払込受付通知書の受領	金融機関から自動払込受付通知書（口座振替依頼書の控）を受領			自動払込受付通知書		
【金融機関】 口座振替の処理、 口座振替納付書送付書・償還金領収書の送付	依頼 口座振替納付書送付書・償還金納付書の作成・送付	口座振替納付書送付書・償還金納付書を作成 決裁後、市金庫を通じて金融機関へ送付			「課長決裁」口座振替納付書送付書		⑤ ⑦ ⑨ ④⑩
	送付 口座振替納付書送付書・償還金領収書の受領 償還完了後	金融機関から口座振替納付書送付書・償還金領収書を受領、課長まで供覧			「課長決裁」口座振替納付書送付書 償還金領収書		
【申請者】	送付 借用証書・償還金領収書の送付	償還完了後、借用証書・償還金領収書を申請者へ送付	償還完了 ↓ 借用証書・償還金領収書の送付 3日間		「課長決裁」送付文		⑨ ④⑩

補足

変更点

伊東市 業務手順書

当初作成日 2021/2/1 見直し日 2025/2/28 見直しによる変更 無

部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名	経理係	シート番号	4	業務・事務名	伊東市公共下水道接続促進事業費補助金交付業務
業務・事務の目的	伊東市公共下水道接続促進事業費補助金交付要綱第1条により、商工会議所が実施する伊東市排水設備工事費助成事業に要する経費の一部を補助することにより、公共下水道への接続促進を図り、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的とする。								
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	「決裁区分等」成果物・記録類	備考	リスクNo.
関連部門	当該部門						
【商工会議所】 補助金の交付申請書の作成・提出	申請	補助金の交付申請書の受領・審査			交付申請書		
		交付決定及び通知に係る稟議	交付申請書の受領 ↓ 交付決定 3日間	伊東市公共下水道 接続促進事業費補助金交付要綱	「課長決裁」 伊東市公共下水道 接続促進事業費補助金交付決定通知書		⑫
		交付決定、 補助金の交付決定通知書送付					㉑
【商工会議所】 請書の作成・提出	通知						
	提出	請書の受領			「課長供覧」 請書		
【申請者】 排水設備工事費助成 申請書の作成・提出							
【商工会議所】 申請書の受領・審査、 排水設備工事費助成対象 工事認定通知書の作成・送付							
【申請者】 工事終了後、工事完了 証明書の作成・提出							
【商工会議所】 排水設備工事費助成決定 通知書の作成・送付							
【申請者】 排水設備工事費助成金 請求書の作成・提出							
【商工会議所】 助成金の支給							
【申請者】							
【商工会議所】 助成事業実績報告書の提出	提出	交付確定及び通知に係る稟議	実績報告書の受領 ↓ 交付額確定	伊東市公共下水道 接続促進事業費補助金交付要綱	実績報告書 「課長決裁」 伊東市公共下水道 接続促進事業費補助金確定通知書		⑫
【商工会議所】 請求兼領収書の作成・提出	通知	交付額確定、 補助金の確定通知書送付	決裁後、補助金の確定通知書を送付				㉑
	提出	請求兼領収書の受領	請求兼領収書の受領		請求兼領収書		
【会計課】 審査・支払	回付	支出負担行為併発支出命令書 起案・決裁	支出負担行為併発支出命令書を起案 決裁後、支出負担行為併発支出命令書を会計課へ回付	伊東市会計規則	「課長決裁」 「会計課」 支出負担行為併発支出命令書		⑭ ⑮
【商工会議所】							

補足	
変更点	

伊東市 業務手順書

当初作成日 2021/2/1 見直し日 2025/2/28 見直しによる変更 有

部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名	経理係	シート番号	5	業務・事務名	伊東市浄化槽設置費補助金
業務・事務の目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。								
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔ ※本事業は、国県補助金を財源とした事業であるため、収入に係るリスク（㉕、㉖）にも注意する								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に 要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.	
関連部門	当該部門							
【申請者】 補助金の交付申請書の 作成・提出	申請	補助金交付申請書の受領・審査	交付申請書の受領 ↓ 交付決定 10日間	伊東市浄化槽設置 費補助金交付要綱	交付申請書			
		既存単独浄化槽等の現地確認			既設単独浄化槽の設置状況及び 新設浄化槽の設置個所の確認を行 う			
	【財政課】合議	交付決定及び通知に係る稟議			補助金の交付決定及び通知に係 る稟議を起案	《課長決裁》 補助金交付決定通 知書		⑫
	通知	交付決定、 補助金の交付決定通知書の送付			決裁後、補助金の交付決定通知 書を送付			④⑩
	提出	請書の受領	申請者から請書を受領し課長ま で供覧			《課長供覧》 請書		
	【申請者・施工業者】 補助事業の実施							
	連絡	中間検査の実施	浄化槽据付状況の確認及び復命 書の作成			《課長決裁》 中間検査復命書		
	提出	完了報告書の受領・完了検査の実施	完了報告書の内容及び添付資料 の確認・審査、完了検査			完了報告書		
		交付確定及び通知に係る稟議	補助金の交付確定及び通知に係 る稟議を起案		完了報告書の受領 ↓ 交付額確定 10日間	《課長決裁》 補助金交付確定通 知書		⑫
	通知	交付額確定、 補助金の確定通知書送付	決裁後、補助金の確定通知書を送 付					④⑩
	提出	請求兼領収書の受領	請求兼領収書の受領			請求兼領収書		
	回付	支出負担行為何兼支出命令書 起案・決裁	支出負担行為何兼支出命令書を 起案 決裁後、支出負担行為何兼支出 命令書を会計課へ回付		請求兼領収書の受 領 ↓ 申請者への支払 20日間	《課長決裁 一会計課》 支出負担行為何兼 支出命令書		⑭ ⑮
	支払	【申請者】						

補足	
変更点	見直し時字句修正（補助金等の等を削除、交付額決定通知書の額を削除）

伊東市 業務手順書

部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名	経理係	シート番号	6	業務・事務名	受益者負担金（賦課）
業務・事務の目的	公共下水道整備により、排水区域となった土地所有者に対し、事業費用の一部として受益者負担金の賦課を行う。								
内包するリスク	①、⑤、⑥、⑦、⑨、③⑧、③⑨、④①、④②、④③、④④ ※本業務は賦課事務であるため、調定、収入に係るリスク（⑤、⑧）にも注意								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に 要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【庶務課】合議	供用開始区域の告示	公共下水道事業による、新年度の供用開始区域を決定し、図面の作成及び供用開始区域の一般縦覧を行う。		下水道法	《副市長決裁》 供用開始区域図面		
【庶務課】合議	賦課対象区域の公告	供用開始区域のうち、取付管調査の有無や現況地目等を参考に、賦課対象の区域を決定し、公告を行う。		伊東国際観光温泉文化都市建設計画 下水道事業受益者負担に関する条例	《副市長決裁》 賦課対象区域図面		
	土地情報の確認	賦課対象区域の土地リストを参考に、登記簿により土地所有者及び地籍等を確認し、賦課対象リストを作成する。			受益者負担金賦課 対象リスト		
【課税課（資産税係）】	徴収猶予地情報の確認	徴収猶予地の地目変更の有無を確認するため、資産税係に確認依頼を行う。地目変更が確認されたら、賦課対象リストに追加する。			徴収猶予地更新リ スト		
【デジタル政策課】	受益者申告書の作成	受益者負担金システムに、賦課対象地番を登録する。登録したデータをデジタル政策課に送付し、申告書作成に必要なデータを取得する。			賦課対象土地デー タ		④②
送付 【受益者】	申告書の発送	土地所有者が死亡者となっていないか、最新住所等を確認し、申告書（必要に応じて減免申請書添付）を発送する。		伊東国際観光温泉文化都市建設計画 下水道事業受益者負担に関する条例	《課長決裁》 受益者申告書		④①
提出 【受益者】	申告書・減免申請書の受理	提出された申告書の内容を確認し、受益者負担金システムに反映させる。		伊東国際観光温泉文化都市建設計画 下水道事業受益者負担に関する条例 施行規則	受益者申告書 減免申請書 受益者負担金シス テム		
【受益者】	受益者負担金賦課決定 決定通知書・納付通知書の発送	受益者申告書の内容に基づき、賦課決定し、受益者負担金システムに反映。 決定通知書及び納付通知書を作成、発送する。		伊東国際観光温泉文化都市建設計画 下水道事業受益者負担に関する条例 施行規則	受益者負担金シス テム 《課長決裁》 決定通知書 納付通知書		⑤ ⑥ ⑦ ⑨ ④①

補足	
----	--

変更点	
-----	--

伊東市 業務手順書

		当初作成日		2023/2/28		見直し日		2025/2/28		見直しによる変更		無	
部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名		経理係	シート番号	7	業務・事務名	都市下水路占用許可			
業務・事務の目的		都市下水路占用について、雨水排除や浸水防除及び公衆衛生の向上が達成されるよう総合的に判断し都市下水路の管理を行う。											
内包するリスク		①、⑤、⑦、⑨、③⑧、③⑨、④①、④③、④④ ※本業務は賦課事務であるため、調定、収入に係るリスク（⑤、⑧）にも注意											
事務・業務フロー						事務内容又は目的		事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.	
関連部門		当該部門											
【申請者】 都市下水路占用許可申請書提出		提出	申請書資料の受領・確認	占用許可申請書の内容及び添付書類の確認		申請書の受理 ↓ 許可書の発行 10日	都市下水路条例、 都市下水路条例施行規則	《課長供覧》 都市下水路占用許可申請書					
			許可について起案	許可申請に係る許可通知の稟議を起案			都市下水路条例	《課長決裁》 都市下水路占用許可書				①	
【申請者】		通知	許可決定、納入通知書の送付	許可書通知及び納入通知書を申請者に送付								⑤ ⑦ ⑨ ④①	
			申請書類の保管	申請書類をファイリングする								③⑨	
補足		令和4年度に建設課（河川占用業務）から移管											
変更点													

伊東市 業務手順書

						当初作成日	2019/11/29	見直し日	2025/2/28	見直しによる変更	無
部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名	施設建設係	シート番号	1	業務・事務名	伊東市公共下水道事業計画 変更協議業務(下水道法による)		
業務・事務の目的		下水道整備計画を策定し、事業計画の変更を行う。									
内包するリスク		①、③⑧、③⑨、④⑨									

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【静岡県】	下水道事業計画変更策定	下水道整備状況を精査し、計画面積、施設の能力の増減等を検討し、変更計画を策定する。		下水道法第4条、第5条、第6条	《課長決裁》 事業計画変更協議申出書(案)	職員では策定が困難なので、コンサルタントに業務委託する。	
	下水道事業計画変更協議申出(事前協議)	変更協議申出に先立ち、業務の手戻りがないよう事前に変更計画の審査を受ける。				年度初めに変更協議申出があることを県に連絡しておく。	㉒
	事前協議完了						
	下水道事業計画変更の決定	県に申請する前に市長決裁をとる。		下水道法第4条、第5条、第6条	《市長決裁》 事業計画変更(案)	水道課、建設課、都市計画課、建築住宅課、環境課に合議する。	
【静岡県】	下水道事業計画の縦覧	公衆に変更計画を周知するため縦覧する。		下水道法施行令第3条	《部長決裁》 事業計画変更に係る図書の縦覧	意見があった場合は、意見の内容を精査し、計画を修正するか検討する。	
	下水道事業計画変更協議申出(本申請)	縦覧後、公衆から意見がなければ、原案通り県に申請する。		下水道法第4条、第5条、第6条	《課長決裁》 事業計画変更協議申出書(案)	都市計画法の規定に基づく事業計画変更認可申請と同時に申請する。	㉒
	協議完了						

補足	事業計画期間の最終年度に下水道事業計画変更協議申出を行い、当年度の末までに協議を完了することから、業務委託費を確保するため、前年度に事業計画変更の業務委託費を予算要望する必要がある。また、本業務と並行して都市計画法の規定に基づく下水道事業計画変更認可申請を行う必要がある。(別紙業務手順書の伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業伊東市公共下水道(伊東処理区)事業計画変更認可業務(都市計画法による)を参照)
変更点	

伊東市 業務手順書

					当初作成日	2019/11/29	見直し日	2025/2/28	見直しによる変更	無
部	上下水道部	課等	下水道課	担当係名	施設建設係	シート番号	2	業務・事務名	伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業 伊東市公共下水道(伊東処理区)事業計画変更認可業務(都市計画法による)	
業務・事務の目的		下水道整備計画を策定し、事業計画の変更を行う。								
内包するリスク		①、⑳、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	下水道事業計画変更策定	下水道整備状況を精査し、計画面積、施設の能力の増減等を検討し、変更計画を策定する。			《課長決裁》 事業計画変更認可申請書(案)	職員では策定が困難なので、コンサルタントに業務委託する。	
【静岡県】	下水道事業計画変更認可申請(事前協議)	変更認可申請に先立ち、業務の手戻りが無いよう事前に変更計画の審査を受ける。				年度初めに変更認可申請があることを県に連絡しておく。	㉔
	事前協議完了						
【静岡県】	下水道事業計画変更認可申請(本申請)	市長決裁で申請する。		都市計画法第63条第1項	《市長決裁》 事業計画変更認可申請書(案)	下水道法に基づく事業計画変更協議申出と同時に申請する。	㉔
	認可	認可日に県知事名で認可された旨が告示され、認可書と共に都市計画法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しが送付される。		都市計画法第63条第1項			
	事業計画変更に係る図書の縦覧	事業計画変更が認可されたら、その旨を告示すると共に図書を公衆の縦覧に供する。		都市計画法第62条第2項	《課長決裁》 事業計画変更の告示		
	告示の報告	告示後は、告示した旨をその日付を付記して県に報告する。		都市計画法施行規則第49条	《課長決裁》 告示の報告		

補足	事業計画期間の最終年度末に下水道事業計画変更認可申請を行い、当年度の末までに認可を受ける必要があることから、業務委託費を確保するため、前年度に事業計画変更の業務委託費を予算要望する必要がある。また、本業務と並行して下水道法の規定に基づく下水道事業計画変更協議申出を行う必要がある。(別紙業務手順書の伊東市公共下水道事業計画変更協議業務(下水道法による)を参照)
----	--

変更点	
-----	--